

知って得する! 法律コラム



弁護士 辻悠祐

企業活動と刑事トラブル、刑事告訴の色々

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。
千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。（2021年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4F Tel: 04-7168-2300
千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110
Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

弁護士の辻です。今回の記事は、企業活動と刑事トラブルについて、刑事告訴の色々を説明していきたいと思います。

1 企業活動にまつわる刑事トラブル

企業様が活動をしていく中で、刑事トラブルは意外と身近なところで発生することがあります。たとえば、従業員が横領や背任行為を行った、企業の信用毀損行為、業務妨害行為がされている、知的財産の侵害がなされているなどです。

そのような行為を発見した場合、企業としては損害賠償請求などの民事事件として行動するケースもあれば、刑事処罰を求めるケースもあるかと思えます。警察に刑事事件が起こったことを報告するだけでは、捜査をしてもらえないこともあります。そのようなケースでは、刑事告訴という方法が有効です。

2 有効な刑事告訴の方法

刑事告訴とは、犯罪被害者が捜査機関である警察官や検察官に対して犯罪の申告をして、処罰を求める意思表示です。刑事告訴は口頭でも可能ですが、事前に告訴状という書面の形で準備して提出することが一般的です。口頭だと整理して伝えることは難しいので、事前に事実関係の整理や証拠の準備を行い、告訴状という書面の形でまとめるのが効果的な刑事告訴の方法だと思います。ちなみに、電話での告訴は無効と考えられています。メールやファックスによる告訴は有効とする考えと無効とする考えがあります。告訴状を郵送して提出することは書面による告訴であり、有効です。しかし、捜査機関は告訴人に対して出頭を求めて意思確認や事実関係の聴取をすることが多いので、郵送で送っても、捜査機関からの連絡を受けて、出頭を求められる可能性が高いです。

そのため、刑事告訴は書面を持参の上で、警察などの捜査機関と面談の上で提出することが望ましいといえるでしょう。

3 刑事告訴と捜査の開始

刑事告訴を行うと、それがきっかけとなり、捜査が開始・実行されることとなります。捜査機関は告

訴を受理した場合、速やかに捜査を行うように努めることになっています（犯罪捜査規範67条）。警察に告訴がなされた場合は、速やかに告訴に関する書類や証拠物を検察官に送付しなければならないとされています（刑事訴訟法242条）。

このように、刑事告訴を行った場合、捜査機関も捜査を行う必要が生じるわけです。

4 事情聴取を受ける場合の注意点

告訴人は捜査機関から事情聴取を受けることもあります。

事情聴取を受ける際は、以下の点に注意していただければと思います。

- ・虚偽の事実を述べないこと
- ・記憶が曖昧な点はその旨伝えること
- ・事情聴取の結果を記載した供述録取書は重要な証拠であることを意識すること
- ・供述録取後、書面に署名捺印を求められた際は内容をしっかり確認のうえで不正確な点がないか確認すること。不正確な点があれば修正を求めると。

5 刑事告訴の処分結果を知る方法

検察官は、告訴のあった事件について、起訴・不起訴処分をしたときは、その旨を必ず告訴人に通知しないとイケないとされています（刑事訴訟法260条）。また不起訴処分にした場合は、告訴人の請求があるときは、その理由を告げなければいけません（刑事訴訟法261条）。

通知の方法については、口頭でもよいとされていますが、実際には処分通知書という書面の形で通知されることが多いです。

6 まとめ

本記事では刑事告訴の色々を説明してきました。実際には、刑事告訴してから処分結果が出るまでかなり時間がかかることが多いです。

告訴状の作成、警察との面談など専門家に任せたい方がうまくいくケースが多いと思います。

刑事告訴のことでお困りのことがございましたら、ぜひ一度弁護士などの専門家にご相談ください。